

第30回 佐賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

【市長挨拶】

最近の全国的な感染状況を見てみると、佐賀市に第3波がいつくるのか、といった様子である。ウイルスに対しては、正しく恐れ、恐れすぎずに対処をしていかなければならない。

現在は、感染予防とともに、経済活動も成立させていかなければならない。

現在の「with コロナ」と呼ばれる段階にあって、ワクチン接種をどのように進めていくのかは、まだ明確でない。「個別接種か集団接種か」、「接種の回数は」など少しずつ情報は出てきているが、はっきりとした全容は見えていないため、情報収集において我々もアンテナを高くして、臨まなければならない。

いずれにしても、今後の第3波やワクチンの接種などに対応するにあたって、業務量も増えていくことを念頭に置いて、様々な施策に取り組んでいきたい。

【主な確認事項】

（諸報告）

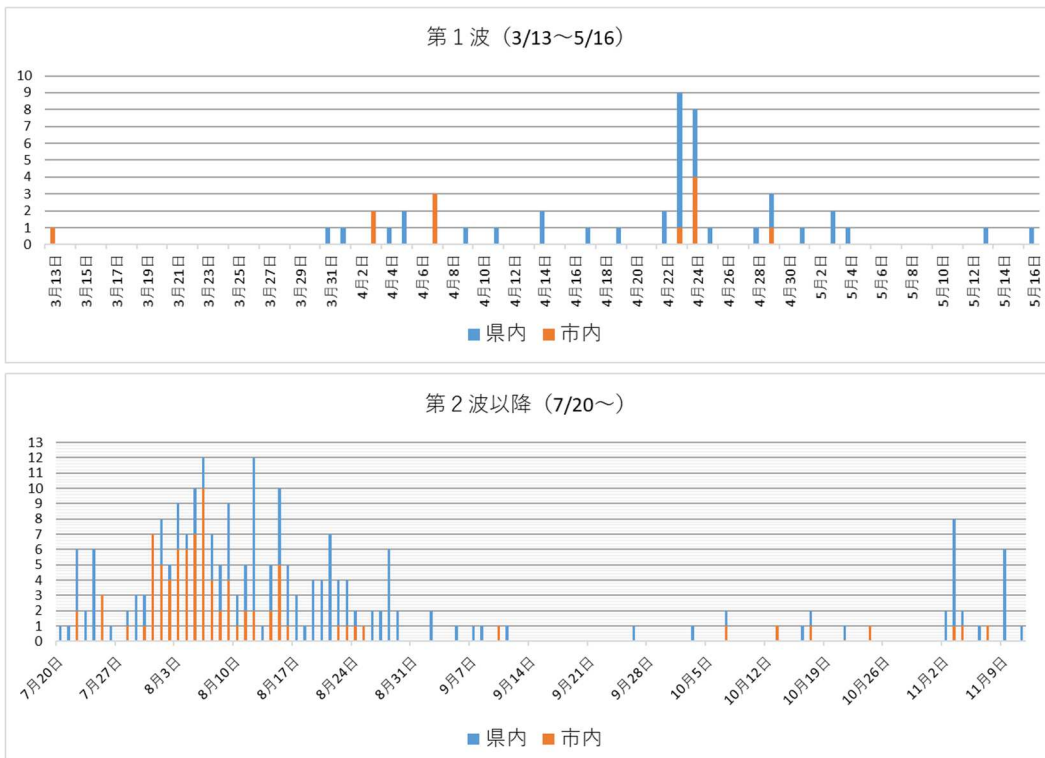
（1）新型コロナウイルス感染症の感染状況について

①佐賀県・佐賀市の陽性者発生状況（3/13～11/11）

陽性確認数（再陽性者2名を含む。）

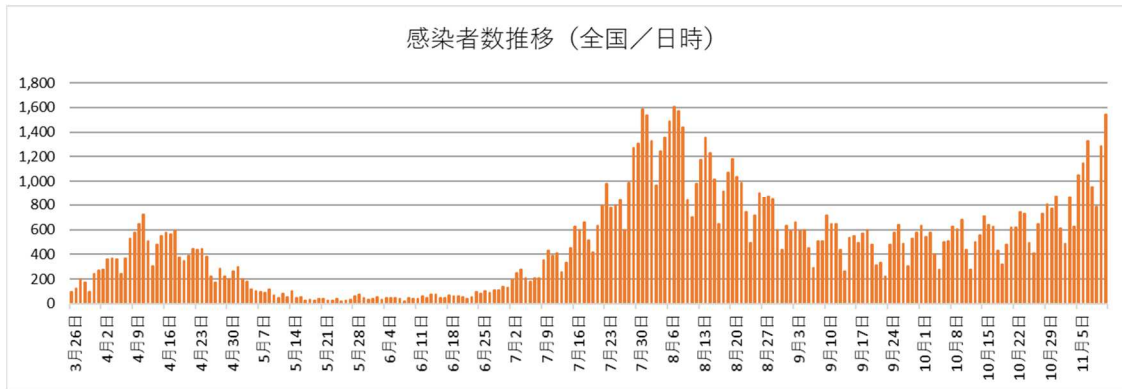
県内		市内	
全体	275	全体	99
第1波	47	第1波	12
第2波	228	第2波	87

● 陽性確認数日別推移



②全国の陽性者発生状況（3/26～11/11）

● 陽性確認数日別推移



- ・ 9～10月の感染者数は、県内・市内ともに比較的落ち着いたものであった。
- ・ 11月に入って、2件のクラスターが発生し、うち1件においては、療養中に誤嚥性肺炎で亡くなられた方があった。
- ・ 現在の九州における流行状況は、「持続」とみられており、今後のウイルスの流入に十分な注意が必要である。
- ・ 現在の県内の療養者19人のうち、11人は医療機関、8人は宿泊療養施設である。
- ・ 現在の県内における確保病床数は110床であり、最大281床を準備できる状態にある。
- ・ 10月20日現在の数との比較で見ると、関東1.5倍、関西3倍、札幌8倍などの軒並み増加傾向がみられることから、現在、比較的少ない福岡県も増加することを想定しておかなければならない。

（2）11月からの県内医療機関の医療提供体制について

○11月1日から医療提供体制がインフルエンザ流行期の到来に備えた体制に移行した。

○発熱等の症状がある場合にかかりつけ医で受診する際の留意事項は、以下のとおり。

- ・ 受診前に必ずかかりつけ医等に電話相談のうえ来院時間を決定
- ・ 来院時間を厳守のうえ、来院時にはマスクを着用
- ・ 来院にあたって公共交通機関は利用しない

○かかりつけ医がない場合は、新たに設置された「受診・相談センター」で診療・検査医療機関の案内を受けることとなる（「帰国者・接触者相談センター」は、10月末日をもって廃止）。

◆受診・相談センター

- ・ 発熱等の症状がある方のための専用ダイヤル

TEL：0954-69-1102

- ・ その他一般相談用ダイヤル

TEL：0954-69-1103